

平成29年度

# 事業報告

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

一般財団法人 資産評価システム研究センター

## 平成29年度事業報告

一般財団法人資産評価システム研究センターは、地方公共団体からの会費収入のほか、一般財団法人日本宝くじ協会及び一般財団法人全国市町村振興協会の助成金を受けて、固定資産税制度及び固定資産評価に関する調査研究、地方公共団体における固定資産評価技術の向上のための研修事業並びに固定資産税及び固定資産評価関係情報の収集提供等の諸事業を推進してきた。

各事業については、時代の要請に対応したものとなるよう留意するとともに、その内容の充実を図った。

各事業の実施概要を以下のとおり報告する。

### 1 調査研究事業

事業名	事業実施概要
①土地に関する調査研究	規模が過大な土地の評価について調査研究を実施。  「土地に関する調査研究委員会」 (委員長：井出多加子 成蹊大学経済学部長)
②家屋に関する調査研究	非木造家屋における部分別「建築設備」及び「建具」の評価方法の見直し（簡素化・合理化）について調査研究を実施。  「家屋に関する調査研究委員会」 (委員長：吉田倬郎 工学院大学名誉教授)
③償却資産課税のあり方に関する調査研究	申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について調査研究を実施。  「償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会」 (委員長：佐藤英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
④固定資産税制度に関する調査研究	固定資産税（家屋）に係る新たな評価方法について調査研究を実施。  「固定資産税制度に関する調査研究委員会」 (委員長：岩崎政明 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)
⑤固定資産評価研究大会	第21回固定資産評価研究大会を次のとおり開催。 開催日：平成29年10月13日（金） 場 所：都市センターホテル（東京都千代田区平河町2-4-1） 参加者：地方公共団体職員、学識経験者、不動産鑑定士等 994名参加  ア．講演 「固定資産税と固定資産評価」 徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授 石田和之 イ．パネルディスカッション 「固定資産評価の外部委託の可能性とその範囲」 ウ．分科会発表 地方公共団体から4題、民間実務家から4題 計8題の発表 エ．固定資産税業務のICT・GISの活用に関する展示 情報処理、情報通信、地理情報システム業者等14社が出席

備考 ①～③は、一般財団法人全国市町村振興協会助成事業である。

## 2 研修事業

事業名	事業実施概要				
	内容	開催地及び回数	講師	受講者	
① 一般研修会	ア 固定資産税事務 研修会	・固定資産税制度の概要等 ・土地評価制度 ・家屋評価制度 ・鑑定評価制度	12回、各1日 北海道 青森県 宮城県 東京都 富山県 愛知県 京都府 島根県 高知県 熊本県 鹿児島県 沖縄県	総務省職員 不動産鑑定士	評価担当 職員等 1,381名
	イ 固定資産評価審査 委員会運営研修会	・固定資産税制度の現状と 課題 ・審査委員会の運営 ・固定資産税関係判例解説	7回、各1日 北海道 秋田県 東京都 岐阜県 兵庫県 岡山県 宮崎県	総務省職員 審査委員会事 務局職員 当センター職 員	審査委員 会委員、 同事務局 職員等 1,563名
	ウ 償却資産研修会	・償却資産制度の現状と課 題 ・年間事務の運営 ・実地調査事務	8回、各1日 岩手県 東京都 福井県 奈良県 鳥取県 徳島県 福岡県 沖縄県	総務省職員 地方公共団体 職員	償却資産 担当職員 等 594名
② 実務研修会	ア 家屋 評価実務 研修会	ア) 木造家屋 (4日間) ・家屋評価の基礎及び実務 ・木造家屋の資材 ・木造家屋の評価 ・実地研修、評点付設 ・グループ討論、講評等	4回、各4日間 東京都 2回 兵庫県 1回 福岡県 1回	総務省職員 学識経験者 地方公共団体 職員 当センター職 員等	評価担当 職員 233名
		イ) 木造家屋 (2日間) ・家屋評価の基礎及び実務 ・木造家屋の資材 ・木造家屋の評価 ・グループ討論、講評等	3回、各2日間 東京都 1回 北海道 1回 宮城県 1回	地方公共団体 職員 当センター職 員	評価担当 職員 134名
		ウ) 非木造家屋 (4日間) ・非木造家屋の評価 ・非木造家屋の建築設備 ・非木造家屋の評点付設 ・グループ討論、講評等	1回、4日間 東京都	民間会社設備 部門専門家 地方公共団体 職員 当センター職 員	評価担当 職員 91名
		エ) 非木造家屋 (2日間) ・非木造家屋の評価 ・非木造家屋の評点付設 ・講評等	2回、各2日間 東京都 1回 兵庫県 1回	地方公共団体 職員 当センター職 員	評価担当 職員 124名

イ 土地 評価実務 研修会	ア)土地評価 (4日間)	・市街地宅地評価法 ・不動産鑑定評価 ・実地研修、 図面作成 ・グループ討論、 講評等	4回、各4日間 東京都 2回 大阪府 1回 福岡県 1回	不動産鑑定士 民間会社評価 システム開発 運用部門専門 家 地方公共団体 職員 当センター職 員	評価担当 職員 221名
	イ)土地評価 (2日間)	・市街地宅地評価法 ・不動産鑑定評価 ・グループ討論、 講評等	3回、各2日間 東京都 1回 北海道 1回 宮城県 1回	不動産鑑定士 地方公共団体 職員 当センター職 員	評価担当 職員 128名
	ウ 償却資産実務研修会	・帳簿の見方 ・納税義務者の把握 ・実地調査事務 ・事例解説 等	3回、各2日間 東京都 1回 大阪府 1回 福岡県 1回	当センター職 員等	償却資産 担当職員 190名
受 講 者 合 計				4, 6 5 9名	
③ 講師派遣 事業	地方公共団体で組織する機関等23団体へ、延べ27回の研修会に講師を派遣した。				

備考 ①及び②については一般財団法人全国市町村振興協会助成事業である。

### 3 情報収集提供事業

事業名	事業実施概要
①「資産評価情報」の発行	固定資産税及び固定資産評価に関する各種情報、資料等を掲載した「資産評価情報」の作成・配布。 年間6回、各16,150部発行
② 固定資産税関係図書の作成・提供	次の図書の作成・提供。 ア 固定資産税のしおり(平成30年度版) 607,000部 イ 平成29年度固定資産税関係資料集Ⅰ－総括的資料編－ 9,100部 ウ 平成29年度固定資産税関係資料集Ⅱ－不動産鑑定評価編－ 6,800部 エ 平成29年度固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－ 5,700部 オ 平成29年度固定資産税関係資料集Ⅳ－判例解説編－ 6,500部 カ 平成30基準年度評価替え質疑応答集－土地編 6,900部 キ 平成30基準年度評価替え質疑応答集－家屋編 7,300部 ク 詳解固定資産税に関する不服申立制度 9,800部 ケ DVD見てわかる木造家屋の評価 5,000枚
③固定資産税関係情報の収集・提供等	ア 固定資産評価関係情報等の収集・提供 固定資産税及び固定資産評価に関する各種情報の収集及び提供 イ ホームページの運用 固定資産税制度及び固定資産評価に関する情報のホームページでの提供と地方団体相互間の意見交換等のWEBサイト「レクパスネット－固定資産税会議室」の運用 ウ 固定資産評価に関する意見交換 固定資産税制度や当センターの事業実施に地方公共団体の意見を反映させるため、全国8ブロック(青森県、東京都(2回)、愛知県、京都府、島根県、高知県、熊本県)で開催
④諸外国の資産課税の現状調査	諸外国の資産課税等に関する資料の収集

備考 ①及び②については一般財団法人日本宝くじ協会助成事業である。

#### 4 評価の均衡化・適正化推進事業

事業名	事業実施概要
路線価等集約事業	<p>ア 路線価等公開情報の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度における固定資産税路線価等公開情報を集約 (集約率 99.0% : 1,701/1,719 市町村)</li> <li>・地価公示価格、都道府県地価調査価格、相続税路線価等の各データを独自に電子データ化</li> </ul> <p>イ 「路線価等データ」(DVD-ROM)を全都道府県及び全市町村に配布(7月)</p> <p>DVD-ROM の収録内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度課税分固定資産税路線価等データ</li> <li>・平成 29 年 1 月 1 日地価公示価格データ</li> <li>・平成 28 年 7 月 1 日都道府県地価調査価格データ</li> <li>・平成 28 年分相続税路線価等データ</li> <li>・背景地図データ</li> <li>・路線価等システム Ver. 5.00</li> <li>・論理チェックプログラム</li> </ul> <p>ウ 「全国地価マップ」による情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税路線価等、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び相続税路線価等の公的土地評価情報を地図上に表示した「全国地価マップ」をウェブ上で公開</li> <li>・平成 29 年度のアクセス数は約 222 万人(月平均で約 18.5 万人)で、その数は年々増加</li> </ul>

備考 一般財団法人全国市町村振興協会助成事業である。

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。